

質問回答書

回答日：令和7年5月30日

案件名称：大阪市デジタル基盤整備方針作成支援等業務委託

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	【資料2】業務委託仕様書	P.3	2.2 整備方針の位置付けと求める役割 (3)整備方針の役割	業務所管部門におけるシステム導入において必要となる基盤環境や端末等を、業務所管部門が個別に調達するケースはございますでしょうか。(対象：端末、ネットワーク機器、回線、仮想化基盤、IaaS、PaaSなど)業務所管部門による調達がなされる場合、デジタル統括室による調達との住み分けについて、現状定められているルールがあればご教示ください	基本的に、業務所管部門におけるシステム導入において必要となる基盤環境や端末等は、業務所管部門が個別に調達を行っています。ただし、効率化の観点から、現行基盤が提供するサービスを利用してシステムを構築出来る場合(端末は庁内情報利用パソコンを利用、システムは大阪市共通クラウド(IaaS・PaaS基盤)で構築など)は、これらサービスを利用することが可能です。明確に定められたルールはありませんが、個別協議のうえ調整を行っています。
2	【資料2】業務委託仕様書	P.3	2.2 整備方針の位置付けと求める役割 (4)整備方針の範囲	整備方針における対象範囲として、業務システムやSaaS導入も含まれる理解でよいでしょうか。	基本的に、業務所管部門におけるシステム導入は本整備方針の対象範囲外です。方針の検討により、今後のデジタル基盤として備える必要があると判断される機能(サービス)を実現するソリューションの検討は含まれます。
3	【資料2】業務委託仕様書	P.3	2.2 整備方針の位置付けと求める役割 (4)整備方針の範囲	整備方針の適用範囲となる業務所管課についてご教示ください。水道局や学校園等も対象になる理解でよいでしょうか。明示的に対象外となる部局等があればご教示ください。	現時点において、作成する整備方針は市長部局の範囲においてであり、水道局及び学校園は対象外と考えています。ただし、追加提案としての記載を妨げるものではありません。
4	【資料2】業務委託仕様書	P.8	5.1 プロジェクト管理 (3)定例会議の開催	検討会議以外に業務所管部門等が参加する調整会議は想定されますでしょうか。	現時点では想定はしていません。ただし、追加提案としての記載を妨げるものではありません。
5	【資料2】業務委託仕様書	P.8	5.1 プロジェクト管理 (3)定例会議の開催	プロジェクト管理ツールや報告フォーマットについて手法の指定や要望はございますでしょうか。	プロジェクト管理ツールや報告フォーマットについて手法の指定や要望はありません。ただし、ツールの利用にあたっては情報の漏洩などが発生しないようセキュリティ対策をお願いします。
6	【資料2】業務委託仕様書	P.8	5.2 整備方針の構成案及び管理運営プロセス案の作成	デジタル統括室長(CDO補佐監)への説明の回数やタイミングについて想定をご教示ください。(「想定スケジュール」では12月・3月にCIO/CISO報告が記載されていますが、8月～9月等プロジェクトの当初段階での報告が必要という理解で認識齟齬ないでしょうか。)	現時点では、整備方針の構成案及び管理運営プロセス案の説明を12月に1回実施する想定としていますが、プロジェクト進行管理上の理由により、報告の回数を増やす、時期を変更するなどの提案を妨げるものではありません。
7	【資料2】業務委託仕様書	P.10	5.5 整備方針の作成	デジタル統括室長(CDO補佐監)への説明の回数やタイミングについて想定をご教示ください。(「想定スケジュール」では12月・3月にCIO/CISO報告が記載されていますが、8月～9月等プロジェクトの当初段階での報告が必要という理解で認識齟齬ないでしょうか。)	現時点では、完成した整備方針及び管理運営プロセスの説明を3月に1回実施する想定としていますが、プロジェクト進行管理上の理由により、報告の回数を増やす、時期を変更するなどの提案を妨げるものではありません。
8	【資料2】業務委託仕様書	P.10	5.6 新たに発生する課題に対する伴走支援	伴走支援における「1件」の想定規模や想定テーマ(例：セキュリティ・ネットワーク設計等)があればご教示ください。	新たに発生する課題に対する伴走支援であるため、現時点では想定する規模や想定されるテーマはありません。
9	【資料2】業務委託仕様書	P.10	5.6 新たに発生する課題に対する伴走支援	伴走支援はオンラインや電話による即時相談対応も含まれる理解でよいでしょうか。	即時相談対応は不要です。

項 番	資料名称	該当 頁	該 当 項 目	質 問 内 容	回 答
10	【資料4】提案書作成要領	P.2	1.1 提出資料及び内容	提案資料と実施計画書を合わせて50ページ以内との指示がありますが、提案書作成要領4ページに記載の項目に加え、実施計画書に記載すべき内容をまとめた章を最後に追加するような提案書構成としても差し支えないでしょうか。	提案書作成要領1. 1に記載のとおり、提案資料と実施計画書は分けて提出してください。
11	【資料4】提案書作成要領	P.3	2.2 提案資料にかかる留意事項(2)	提案資料にA3用紙を用いた資料を含むことは許容されますでしょうか。 また、許容される場合、A3用紙もページ数換算は1ページという認識で宜しいでしょうか。	提案書作成要領に記載のとおり、提案資料はA4で作成してください。
12	【資料4】提案書作成要領	P.5	2.3 実施計画書にかかる留意事項	実施計画書は、「1. 1 提出資料及び内容」に「(2)実施計画書(様式なし。)※」とあり、A4等用紙の指定もない認識です。このとき、作業工程やスケジュールを表現するために、A3用紙を用いた場合、ページ数換算は1ページという認識で宜しいでしょうか。	作業工程やスケジュールを表現するためであれば、A3用紙を用いることは認めます。その場合のページ数換算は1ページとします。